

介護老人福祉施設 上士幌すずらん荘 入所利用料金表（概算）
1割負担者様用

(単位=円)

負担段階	介護保険対象サービス(1割ご負担)					介護職員処遇改善加算Ⅰ(対象合計×8.3%)		介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(対象合計×2.3%)		介護保険対象外サービス(全額ご負担)		1日合計 (①+②+③)	1ヶ月合計 (おおよその金額) (31日の場合)	高額介護サービス費返還後の料金
	基本料金	サービス提供体制強化加算Ⅱ	看護体制加算Ⅰ	対象合計	①	②	③	④	⑤					
要介護1	第1段階							0	300	961	29,791	24,300		
	第2段階	573	18	6	597	50	14	370	390	1,421	44,051	38,560		
	第3段階								650	1,681	52,111			
	第4段階							855	1,392	2,908	90,148			
要介護2	第1段階							0	300	1,037	32,147	24,300		
	第2段階	641	18	6	665	56	16	370	390	1,497	46,407	38,560		
	第3段階								650	1,757	54,467			
	第4段階							855	1,392	2,984	92,504			
要介護3	第1段階							0	300	1,115	34,565	24,300		
	第2段階	712	18	6	736	62	17	370	390	1,575	48,825	38,560		
	第3段階								650	1,835	56,885	56,220		
	第4段階							855	1,392	3,062	94,922			
要介護4	第1段階							0	300	1,190	36,890	24,300		
	第2段階	780	18	6	804	67	19	370	390	1,650	51,150	38,560		
	第3段階								650	1,910	59,210	56,220		
	第4段階							855	1,392	3,137	97,247			
要介護5	第1段階							0	300	1,265	39,215	24,300		
	第2段階	847	18	6	871	73	21	370	390	1,725	53,475	38,560		
	第3段階								650	1,985	61,535	56,220		
	第4段階							855	1,392	3,212	99,572			

注: 「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」は介護保険対象合計額の1月分の料金に、それぞれ「8.3%」「2.3%」の加算を行うためと、令和3年4~9月新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として基本報酬に「0.1%」上乘せするため実際の1カ月の利用料金は上記の表とはわずかに異なります。

その他の加算額 一例 (該当時にのみ発生いたします)

初期加算	1日	30円
入院・外泊時費用	1日	246円

注: その他、様々な加算があります。該当時に個別にご連絡いたします。

介護保険負担限度額認定

(食費についてはその方の属している世帯の所得等によって負担軽減策が設けられています。)

第1段階=生活保護受給者、市町村民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者

第2段階=市町村民税非課税世帯で年間80万円以下の所得階層

第3段階=市町村民税非課税世帯で第2段階以外の方

第4段階=上記のいずれにも該当しない方

*負担段階の認定は市町村により行われます。詳細につきましては市町村窓口へ御相談ください

高額介護サービス費

(介護保険対象額(1割ご負担分)が基準額を超えた場合は申請により払い戻しを受ける事ができます)

生活保護受給者の方=基準額15,000円

年金収入80万円以下の方=基準額15,000円

住民税非課税世帯の方=基準額24,600円

世帯のどなたかが住民税を課税されている世帯の方=基準額37,200円

課税所得が145万円以上で年収が単身383万円以上か2人以上520万円以上の方=基準額44,400円

*該当になる方は市町村より案内が届きます。詳細につきましては市町村窓口へ御相談ください。

本表は令和3年4月1日現在のものです。体制の変更により今後も料金を変更する場合があります。